

## 個人番号の提供の際に必要な書類

マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））施行に伴い、法に定められた行政手続（社会保障、税、災害対策分野）において、平成 28 年 1 月より個人番号（マイナンバー）の利用が開始されました。

結核児童療育給付制度においては、以下の利用目的のため、個人番号を提出していただく必要があります。

| 利 用 目 的   |
|---|
| ・療育の給付に関する事務<br>・生活保護法による保護の実施等に関する事務（情報提供）<br>・中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務（情報提供） |

### ○個人番号提出の際の本人確認について

個人番号を提出いただく際には、法律上、下記のとおり本人確認（「身元確認」と「番号確認」）を行う必要があります。

#### 申請者本人が申請する場合

- ①申請者の  
（ア）番号確認に必要な書類 + （イ）身元確認に必要な書類
- ②児童本人の  
（ア）番号確認に必要な書類
- ③扶養義務者（申請者以外）の  
（ア）番号確認に必要な書類

#### 申請者本人以外（代理人）が申請する場合

- ①代理人の  
（イ）身元確認に必要な書類 + （ウ）代理権の確認に必要な書類
- ②申請者の  
（ア）番号確認に必要な書類
- ③児童本人の  
（ア）番号確認に必要な書類
- ④扶養義務者（申請者以外）の  
（ア）番号確認に必要な書類

**△**（ア）番号確認に必要な書類、（イ）身元確認に必要な書類、（ウ）代理権の確認に必要な書類については次頁を御確認ください。

## (ア) 番号確認に必要な書類

以下①～③の書類の写し（いずれか1つ）最新の情報であること。

- ①個人番号カード（両面）
- ②通知カード
- ③個人番号が記載された住民票又は住民票記載事項証明書

## (イ) 身元確認に必要な書類

以下の書類の写し。

- ① 身元確認書類（写真付きのもの。以下から1つ）

- ・個人番号カード（両面）
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）
- ・旅券（パスポート）
- ・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳
- ・在留カード又は特別永住者証明書

- ② ①の書類の提出が困難な場合（以下から2つ）

- ・国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療又は介護保険の被保険者証
- ・健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証
- ・私立学校教職員共済制度の加入者証
- ・国民年金手帳
- ・児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
- ・住民票（個人番号の記載がないもの又はマスキングしたもの）
- ・生活保護受給証明書
- ・母子健康手帳
- ・その他、氏名＋生年月日（または住所）が記載されている、官公署が発行した書類（写真がないもの。）

## (ウ) 「代理権の確認」に必要な書類

個人番号の記載された申請書等を代理人が提出する場合には下記の書類が必要となる。

- 任意代理人の場合（代理人が申請者の法定代理人となっていない場合）
  - ・委任状（当該ホームページよりダウンロードできます。）
- 法定代理人の場合  
以下からいずれか1つ
  - ・申請者の戸籍謄本（代理人が児童の父母で申請者が児童の未成年の兄弟姉妹である場合）
  - ・後見登記の登記事項証明書（代理人が申請者の成年後見人等である場合）
  - ・代理人が申請者の法定代理人であることを証する裁判所の決定通知

《参考》 個人番号（マイナンバー）とは

平成27年10月から、日本国内の全住民に通知される、一人一人異なる12けたの番号。



通知カード



個人番号カード

